

社会福祉法人制度改革 事務担当者フォローアップセミナー

開会あいさつ・基調報告

地域に向けて社会福祉法人が 果たすべき役割



全国社会福祉法人経営者協議会

開会あいさつ

基調報告



本日お話しする内容

1. 社会福祉法人制度をめぐる動向
2. 地域に向けて社会福祉法人が果たすべき役割
3. （参考）経営支援ツールと事業計画

1. 社会福祉法人制度をめぐる動向

1. 社会福祉法人制度をめぐる動向

社会福祉法人制度改革（平成28年施行）

社会福祉法人の事業展開等に関する検討会

社会福祉法人制度改革

何が問われたのか？

① 社会福祉法人のミッション、存在意義

- ・ 他の主体との違いは何か

② 公共性、非営利性、公益性

- ・ 税制とも関係

③ 自律的な法人経営

- ・ 社会福祉法人の主体的な取り組みの重要性

個々の社会福祉事業ではなく、事業主体の

社会福祉法人（経営）そのもの

社会福祉法人制度改革

経営組織の
ガバナンス強化

事業運営の
透明性向上

財務規律強化

地域における
公益的な取組

具体的な成果は今後の実践で
示さなければならない

社会福祉法人制度改革

課題に対する全国経営協の今後の取組

経営組織のガバナンスの強化

- *小規模法人への対応
- *会計監査人の設置基準の検討への対応
- *指導監査ガイドラインの改定に向けた検討

事業運営の透明性の向上

- *公表データや財務諸表の不備解消に向けた働きかけ

財務規律の強化

- *会計監査に関する専門家による支援の促進

地域における公益的な取組を実施する責務

- *会員法人における実施率・公表率の向上
- *複数法人間連携のさらなる展開
- *「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」の促進

社会福祉法人制度改革

決算期にかかる法人運営のポイント

決算書類作成→（会計監査人監査）→監事監査→理事会→定時評議員会

- ・ 理事会の1週間前までに理事会の開催通知（定款短縮可）
- ・ 定時評議員会の2週間前までに計算書類等の備置き及び閲覧
- ・ 定時評議員会の1週間前までに評議員会の開催通知
- ・ 6月末までに現況報告書と計算書類を所轄庁へ



新型コロナウイルス感染症の発生にともない取扱いが柔軟化

理事会の開催、評議員会の開催、事業計画書及び収支予算書、所轄庁による指導監査の取扱いは、所轄庁が当該法人の指導監査を行うにあたっては、柔軟に対応することとされている（後スライド参照）

現況報告書には「地域における公益的な取組」の記載を！

社会福祉充実残額も毎会計年度計算！

新型コロナウイルス関連

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて (厚生労働省社会・援護局福祉基盤化 事務連絡 3月9日、4月14日)

■作成書類の取扱い

職員の出勤抑制等により、現にやむを得ずこれらの作業に支障が生じている場合には、当該支障がなくなり次第、できる限り速やかに履行すること。

また、所轄庁においては、指導監査や、届出等の時期の取扱いについて柔軟に対応することとされたいこと。

作成	計算書類（貸借対照表及び収支計算書）、事業報告及びこれらの付属明細書
作成・備え置き	財産目録等（財産目録、役員等名簿、報酬等支給基準、現況報告書）
提出	計算書類、事業報告及びこれらの付属明細書、監査報告（会計監査人監査含む）
承認申請	社会福祉充実計画

新型コロナウイルス関連

■理事会の開催

1. 可能になり次第、速やかに開催すること
2. 「理事会における議決は対面（テレビ会議等によることを含む）により行うこと」の解釈
 各理事の音声が即時に他の理事に伝わり、適時的確な意見表明ができるものであればOK。
一般的な電話機のマイク及びスピーカー機能、インターネットを利用する手段など。
3. 決議の省略（定款に定めがあり、理事全員から事前の同意の意思表示がされたとき）
4. 理事長及び業務執行理事の職務執行状況報告は省略できないが、報告の時期の取扱いは柔軟に対応される。

■評議員会の開催

上記理事会、1.2.3の取扱いと同様。

ただし、評議員会の決議の省略は、法令上定款に定めがない法人でも実施可能。



所轄庁に柔軟な対応を求める場合は
状況を説明できるように整理（準備）

社会福祉法人の事業展開等に関する検討会

社会構造の変化

福祉ニーズの
多様化・複雑化

2040年に向け、生産年齢人口
減少による問題の深刻化

【閣議決定】

- 経済財政諮問会議 経済財政運営と改革の基本方針2018
- 未来投資会議 成長戦略フォローアップ

社会福祉法人の事業展開等の
在り方について検討を行う

厚生労働省にて令和元年4月より検討を開始

12月に報告書をとりまとめ

社会福祉法人の事業展開等に関する検討会

報告書（抜粋）

法人の自主的な判断のもと、経営基盤の強化を図るとともに、非営利セクターの中核として、福祉分野での専門性を生かし、地域住民の抱える様々な地域生活課題への対応を進められるようにする。

社会福祉法人の連携・協働化の方法

社会福祉協議会による連携や社会福祉法人の法人間連携

社会福祉協議会の積極的な活用を図っていくことが重要

社会福祉法人を中核とする非営利連携法人制度の創設

社会福祉法人を中核とする非営利連携法人制度により、既存の方策の中間的な選択肢の創設を図るべき

希望する法人が合併・事業譲渡に円滑に取り組めるような環境整備

- 合併や事業譲渡、法人間連携の好事例の収集等を行い、希望する法人向けの**ガイドラインの策定**を進めるべき
- 組織再編に当たっての会計処理について、社会福祉法人は法人財産に持分がないことなどに留意しつつ、**会計専門家による検討会**で整理を進めるべき

社会福祉法人の事業展開等に関する検討会

社会福祉法人を中核とする非営利連携法人制度の創設

検討会報告書より抜粋

社会福祉連携推進法人

【社員総会】（連携法人に関する事項の決議）

↑ 連携法人の業務を執行

【理事会】（理事6名以上及び監事2名以上）

意見具申

（社員総会、理事会は意見を尊重）

【評議会】

（地域関係者（福祉サービスを受ける立場にある者、社会福祉に関する団体、地域福祉の実情を知る専門家（社会福祉士等）等）の意見の集約）

認定・監督

都道府県知事、市長（区長）、指定都市の長、厚生労働大臣のいずれか
※ 社会福祉法人と同様。事業区域等により決定

【連携法人の認定】 一般社団法人のうち、社会福祉に係る業務の連携を推進するための方針（「社会福祉連携推進方針」）の策定等、一定の基準に適合すると認めるものを所轄庁が認定。

【社員の範囲】 社員は、社会福祉事業を行っている法人、その他連携業務に関する業務を行う者（社会福祉従事者養成機関等）とし、社会福祉事業を行っている法人が2以上、かつ、社員の過半数が社会福祉法人であることを必須とする。

【業務・活動区域】 「社会福祉連携推進方針」に盛り込んだ連携推進業務を実施。同方針には、活動区域も規定。

- ・ 地域共生社会の実現に資する業務の実施に向けた種別を超えた連携支援
- ・ 災害対応に係る連携体制の整備
- ・ 福祉人材不足への対応（福祉人材の確保や人材育成）
- ・ 本部事務の集約や設備の共同購入等の社会福祉事業の経営に関する支援
- ・ 社員である社会福祉法人への資金の貸付 等

※ 人材確保の業務の一環として、連携法人の社員（社会福祉事業を営業者）が行う労働者の募集の委託について、一定の要件のもと、労働者の委託募集の特例を認める。

※ 連携法人は、上記連携推進業務以外の業務について、連携推進業務への支障を及ぼす恐れがない範囲で実施可能。社会福祉事業を行うことは不可。

【経費】 社員からの会費、業務委託費

【貸付業務の取扱い】 貸付を受ける社会福祉法人毎に、当該法人への貸付の内容を所轄庁が認定。原資として、社員である社会福祉法人から連携法人への貸付を、社会福祉法人の拠点から法人本部に繰入が可能な範囲を限度として認める。

【議決権】 原則1社員1議決権を有するものとし、一定の要件のもと、定款で別段の定めをすることができるものとする。ただし、社会福祉法人の議決権の総数が、総社員の議決権の過半数を占めていることが必須。

【代表理事】 都道府県知事等の認可が必要。

【合併】 連携法人の合併は認めない。

【地域の意見の反映】 地域関係者の意見を法人運営に反映するため、連携法人は法人内に地域の関係者等からなる評議会を設置し、評議会は法人の業務の実施状況の評価（当該評価結果については、法人に公表義務あり。）を行い、必要な場合は、社員総会及び理事会に対して、意見具申を行うことができる。また、意見具申を受けた理事会・評議員会は当該意見を尊重しなければならない。

社会福祉法人の事業展開等に関する検討会

全国経営協のスタンス

1. 検討全体の方向性について

多角化・多機能化などの
自律的な経営の確立

- 社会福祉法人の大規模化＝事業譲渡、合併は、自律的経営を図る観点から、**制度的に強制されるべきものではない。**
- 社会福祉法人の大規模化は、地域特性や大規模化のメリットとデメリット（リスク）を十分に分析したうえで対応を図るべき。
- 大規模化を前提とすることなく取組方策について議論することを基本とすべき。
「多角化・多機能化」⇒「連携・協働」⇒「事業譲渡」⇒「合併」
- 地域の人口減少（地方部）や人口集中（都市部）などの地域特性に応じた福祉ニーズの相違などを十分に踏まえながら、社会福祉法人が**地域のセーフティネットとしての役割を担い続ける**方策の一つとして、**未来志向で多機能化、大規模化などの議論に対応する。**

社会福祉法人の事業展開等に関する検討会

全国経営協のスタンス

2. 社会福祉連携推進法人に対して

連携・協働を進める
選択肢の一つ

社会福祉法人の
自律的な経営の確立

地域や地域住民にとっ
てよりよい仕組み

- 社員は「社会福祉法人が過半数」 ⇒ 報告書に反映
- 非営利型法人としての「非課税要件」の明確化 ⇒ 制度化の過程で対応
- 社会福祉法人への貸付等の取扱い ⇒ 報告書に反映
 - 社会福祉法人制度を損なわない仕組み
 - 本部経費への繰入の拡充・規制緩和
 - 法人内の施設・事業区分間での長期貸付を可能に

(参考) 令和元年度 社会福祉推進事業

社会福祉法人の事業拡大等に関する調査研究事業

- 社会福祉法人の合併及び事業譲渡等について、アンケート調査やヒアリング調査等を通じて現状を把握
- 「社会福祉法人の合併・事業譲渡等ガイドライン」と「マニュアル」の策定

ガイドライン
ならびに
マニュアル

社会福祉法人の存在意義を再確認しつつ、社会福祉法人の事業展開のうち、社会福祉法等に定められた手続きを行う必要がある合併と事業譲渡等を対象にその手続きや法令等について記載し、実施におけるポイントと留意点を整理。

【全国経営協の今後の取組】

- スタンス；社会福祉法人における事業譲渡の問題の本質は、不適正な法人外流出を許容しない制度設計であることに言及すべき
- 社会福祉法人の本旨に沿って事業展開を検討する場合にどのような点に留意するのが適切かという観点から、**社会福祉法人が事業譲渡や合併等を行う際の基本的な考え方**の整理をすすめる

例) ・今後の事業譲渡や合併等におけるベストプラクティスの形成
・社会福祉法人の本旨に照らして不適切と考えられる事項の提示

(参考) 令和元年度 社会福祉推進事業

小規模社会福祉法人を中心とした財務会計に関する
事務処理体制支援等に関する調査研究事業

小規模法人の財務報告の適正性担保の必要性が指摘されていることを背景に以下を検討。

○小規模社会福祉法人の財務会計に関する事務処理体制にかかる実態調査

・事務処理体制、業務運営状況、ITシステム等に関するヒアリング調査

○経理規程を踏まえた事務処理の重点化にかかる検討

○経理事務マニュアルの作成

経理規定の
重点化

⇒小規模法人向け経理規定例の整理

小規模社会福祉法人の状況を踏まえ、省略できる項目の選定と、業務負荷軽減に向け検討。また、各規程について解説を加えることで小規模法人の経理担当者への教育・研修が可能になるような形とした。

経理事務
マニュアルの
作成

適切な計算書類を作成するにあたって重要な事項、監査等で指摘されやすい事項について、マニュアルで補えるように工夫をしながら運用方法を具体的に記載。

(参考) 社会福祉法人会計基準検討会

社会福祉法人における組織再編（合併、事業譲渡等）に関する会計処理について議論。
特に事業譲渡については、会計処理の議論の前提となる手続規定の再整理が課題。

社会福祉法人における組織再編の規定と会計処理について

社会福祉法における組織再編に係る規定の有無については、次のような状況になっている。

組織再編の種類	実施の可否	会計処理
合併 (新設・吸収)	○(法に手続規定あり)	検討が必要
事業譲渡等 (事業の譲受け及び事業の譲渡)	○(組織法上の行為ではないため、 法に手続規定はないが 取引法上の行為のため、 合意・契約により実施可)	検討が必要
分割	×(法に手続規定がなく、 組織法上の行為としては 実施不可)	－(検討不要)
子法人の保有(連結決算)	×(制度上、子法人保有を 認めていないため実施不可)	－(検討不要)

2. 地域に向けて 社会福祉法人が果たすべき役割

社会福祉法人の使命

社会福祉法第24条 経営の原則 の解釈

社会、地域における福祉の充実、発展に寄与する

社会福祉事業を主とした福祉サービスの供給主体の中心的役割を果たす

制度の狭間にあるものを含め地域のさまざまな福祉需要にきめ細かく対応する



公共的・公益的かつ信頼性の高い
民間法人にふさわしい経営

地域共生社会の実現を主導する社会福祉法人

背景

『地域共生社会』の実現に向けて、各地域では「地域生活課題」に対応するための「包括的な支援体制」の構築が進められている。

地域生活課題

福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題

＜社会福祉法より、一部省略＞

福祉サービスを展開する今後のポイント

- 本人とともに「**世帯全体**に着目」
- 福祉、介護、保健医療に限らない「**あらゆる分野**」の生活課題
- 地域社会の孤立への対応、活動への参加機会の確保＝「**地域づくり**」
- 課題解決に資する支援を行う機関の「**連携・協働**」

社会福祉事業
(公的サービス)
の着実な展開

地域における
公益的な取組
の意義と役割

社会福祉法人制度改革と真摯に受け止めるべき指摘

制度の狭間への対応と取組の情報発信不足

- 既存の制度で対応できない課題（制度の狭間の課題）に対して、十分に対応できていない。
- 都道府県圏域における複数法人間連携の取組が全国に広がっていない。

地域における公益的な取組をはじめとする社会福祉法人の実践の一層の「見える化」「見せる化」

都道府県圏域、市町村圏域における複数法人間連携の取組の更なる推進と取組内容の情報発信

社会福祉法人への課税

「地域における公益的な取組」の社会的な効果、成果

地域課題の
把握・気づ
き・掘り越し

制度の狭間にある
課題に対する専門
的、総合的な対応

地域におけ
る災害支援
体制の構築

職員の意識・ソー
シャルワーク機能
の向上、人材の確
保・定着

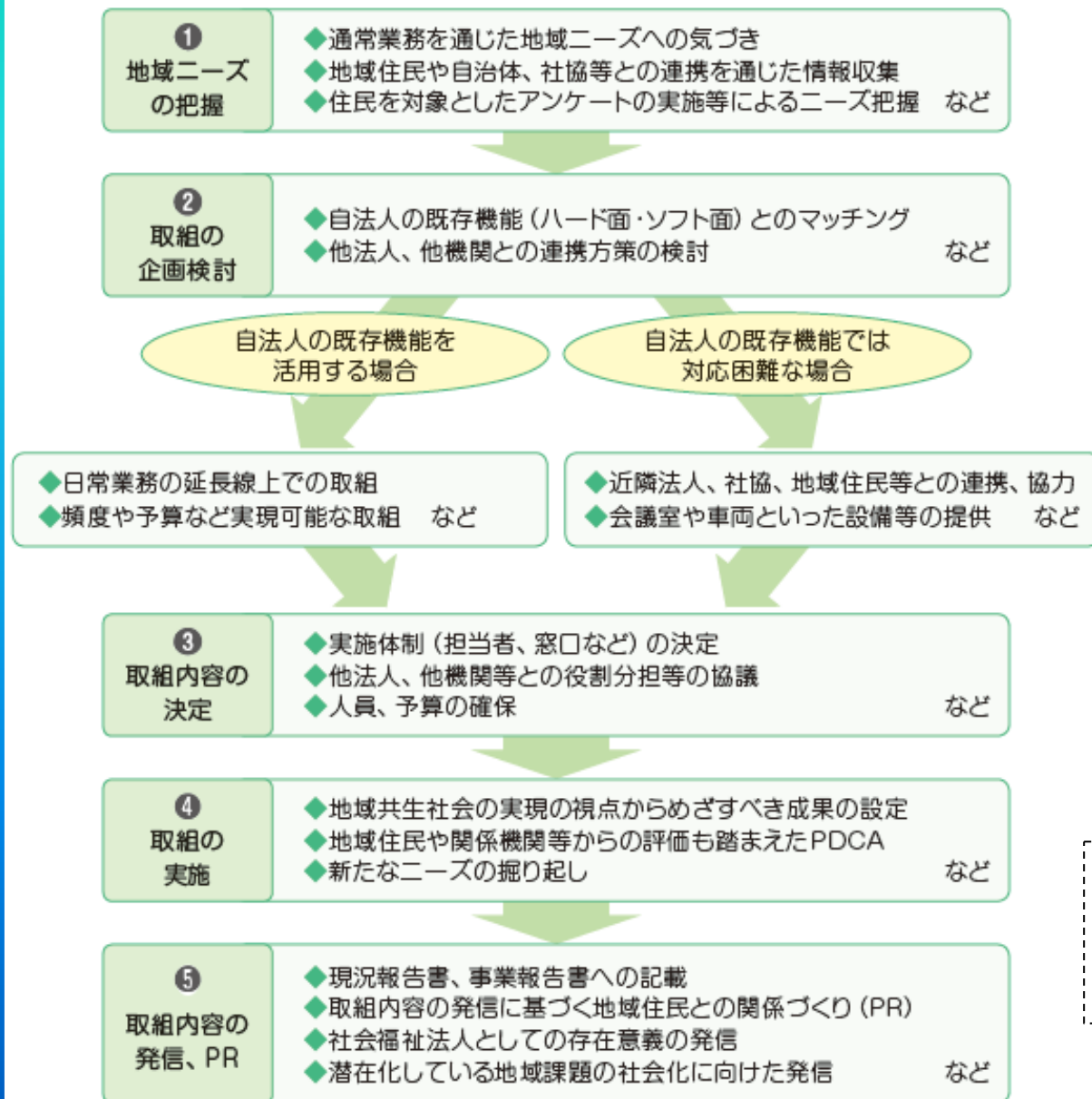
地域共生社会の実現へ
着実に結びついている！

地域住民の
理解促進

自治体や社協等
との連携による地
域づくりに向けた
活動の活性化

ソーシャルワーカー
の専門性や実践
力の向上に資する
実習機会の提供

標準的な展開手順



地域における公益的な取組の
実践事例等を分析すると…

展開のポイントとなる
プロセスが明らかに！

これから取組を始める法人
⇒取組のきっかけに！

既に取り組んでいる法人
⇒取組の拡充のために！

※ あくまで多くの事例に共通する手順をもとに整理したものであり、
地域の実情や法人の理念、方針・
体制などに応じて独自に工夫

「地域における公益的な取組」のさらなる展開のために

「地域における公益的な取組」の積極的な発信を！

- 公益的な取組として認識されず、十分な発信をしていない現状も
- 社会福祉法人の姿が、地域住民をはじめ社会にしっかりと伝わっているのか？



自らの取組を積極的に発信し、社会福祉法人の存在意義をPR！
社会福祉法人が向き合っている地域生活課題を地域全体で共有しましょう！

「地域における公益的な取組」により地域共生社会の実現を！

- これまでの実践の延長上で展開されている多様な取組が、地域共生社会の実現に寄与していることを再確認



少子高齢・人口減少などの地域課題を背景とする「地域生活課題」に対応するため、
取組のさらなる拡充を目指しましょう！

複数法人間連携とともに、自治体や社協と一層の連携強化を！

- 個々の法人の専門性を活かすとともに、複数の法人が連携して制度の狭間にある課題に向き合い、様々な地域づくりに関わる取組も推進
- 市町村や社会福祉協議会との連携を一層強化し、それぞれの地域に必要とされる包括的な支援体制の確立を目指す



都道府県域での取組とともに、生活圏域（市町村域）の生活課題に応じた、複数法人間連携をさらに進めましょう！

3. (参考)

経営支援ツールと事業計画

3. (参考) 経営支援ツール

Plan

- ◆アクションプラン2020
- ◆法人内研修等実践事例集
- ◆事業継続計画ガイドライン
- ◆中長期計画策定マニュアル
- ◆全国経営協災害支援基本方針 など

Action

(各種研修、メールニュース、会報『経営協』など)

Do

- ◆モデル定款細則、モデル経理規程など、各種モデル書式
- ◆福祉人材確保マニュアル&パンフレット
- ◆外国人介護人材受入れガイドライン (Ver.1.0)
- ◆社会福祉法人との接点をもつ人々へのイメージアップ、理解促進の着眼点
- ◆災害支援マニュアル
- ◆事業継続マネジメント実践マニュアル (全国青年会)
- ◆会員法人MYページ (会員法人情報公開ページでのブログ機能等) など

(都道府県経営協セミナーなど)

(「ちょっと教えて、経営協」など)

Check

- ◆アクションプラン2020
- ◆決算管理チェックリスト
- ◆予算書作成チェックリスト
- ◆指導監査ハンドブック など
- ◆WEB経営診断

3. (参考) 経営支援ツール

WEB 経営診断

1. チェックリスト

- ・「アクションプラン2020」で示される183の項目に対し、YES/NOで回答することで、法人の内部環境分析（強み／弱み）が可能。

2. 組織風土診断

- ・法人組織や業務に対する意識を、経営層、管理職、一般職員、パート・嘱託の4階層に分類して調査することで、職層間のギャップを把握する。

3. 財務分析

- ・決算書をもとに、法人全体、もしくは拠点・サービス区分における財務の安定性、収益性等の分析し、財務面の健全性を把握するもの。
- ・日本公認会計士協会が整理した「社会福祉法人の経営指標」を指標化。

3. (参考) 経営支援ツール

全国青年会の取組

新型コロナウイルス感染症にかかる特例的な対応等
国からの通知のポイントを**動画で解説**

【法人運営編1 理事会・評議員会】

コロナウイルス感染拡大に伴う特例的な対応

<https://youtu.be/6hpnNIP0Dz8>



【法人運営編2 監事監査】

コロナウイルス感染拡大に伴う特例的な対応

<https://youtu.be/OjPf-k5PTuc>



【全国経営協】 令和2年度 事業計画



みんなの「生きる」を
社会福祉法人

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

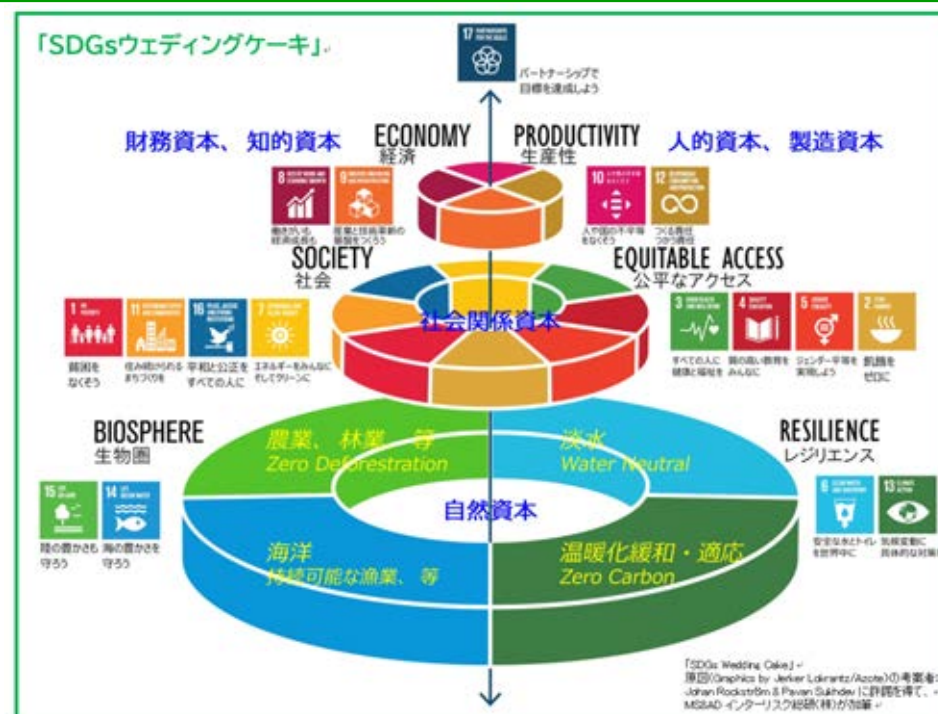
SDGsとは…

2030年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標。17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓うもの。

【全国経営協】 令和2年度 事業計画

SDGsと社会福祉法人…

- 「社会関係資本」に関連する各ゴールは、社会福祉法人の理念・実践と合致。
- 「パートナーシップで目標の達成」をめざすSDGsは、多様な主体との連携を強化し、地域共生社会の実現を主導する社会福祉法人の今日的役割とも密接な関係。



SDGsと経営協の行動計画…

- 持続可能な社会の実現と地域共生社会の実現は、すべての社会福祉法人に共通する目標。SDGsに掲げる目標を念頭に置いて、各種検討や令和2年度事業計画を策定。
- 全国経営協は、各会員法人と一体となって、SDGsの実現をめざす。

【全国経営協】 令和2年度 事業計画

重点課題

- ① 福祉人材確保・育成・定着に向けた取組と効果的な広報戦略
- ② 災害時支援体制の構築に向けた取組
- ③ 地域共生社会の実現に向けた社会福祉法人の取組の強化

「中期目標」(2020年度～2025年度)

- ① 社会福祉法人における離職率10%以下
- ② 災害支援体制の構築 47都道府県
- ③ 組織率の向上 44% → 50%